

相馬農業高校太陽光型植物工場建築工事 公募型プロポーザル方式募集要領

1 目的

福島イノベーション・コースト構想は、東日本大震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業を復興するため、国家プロジェクトとして推進している。この構想のうち、農林水産業の分野について具体化していくためには、地域の先進的・効率的な農業の発展に寄与できる実践志向の農業人材の育成が重要である。そのため、相馬農業高等学校では太陽光型植物工場を整備し、先進的な農業技術を学ぶ教育環境の充実を図ることとした。

本校の太陽光型植物工場の整備にあたっては、品質の確保、コスト削減及び工期短縮等を勘案し、公募型プロポーザルを実施する。

2 事業の概要

(1) 事業名

相馬農業高校太陽光型植物工場建築工事

令和元年度の工事名：相馬農業高校太陽光型植物工場建築（2期）工事

(2) 事業受託者の選定方法

公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）

(3) 事業予定期間

60日間とする。ただし、工事の着手時期は、契約締結の日から7日以内において発注者が指定する日とする。

(4) 事業内容

別紙資料「相馬農業高校太陽光型植物工場建築工事企画提案図書及び施設整備仕様書」のとおりに

3 契約上限額

37,800千円（消費税及び地方消費税の額を含む）

この価格以下の金額で本事業を受注し、確実に実施可能な提案を行うこと。

4 スケジュール

(1) 質問書の提出期限

令和元年9月20日（金）16時45分まで

(2) 参加表明書の提出期限

令和元年9月27日（金）16時45分まで

(3) 企画提案図書等の提出期限

令和元年10月1日（火）16時45分まで

(4) プロポーザル審査会（プレゼンテーション及びヒアリング）

令和元年10月8日（火）予定

(5) 審査結果通知

令和元年10月下旬予定

5 参加要件等

プロポーザルに参加する者は、以下の要件のいずれも満たす者とする。

(1) 施工業務に係る次に掲げる要件を全て満たすこと。

① 当該工事種類に対応する建設業法（昭和24年法律第100号。以下「業法」という。）第5条に規定する一般建設業の許可を有する者であること。

② 平成20年4月1日から公告日までに、日本国内において、「ICTを活用した環境制御システムにより、トマト等の栽培を行う太陽光利用型栽培施設及び付帯設備」の建築工事を施工した実績を有すること。

また、ICTを活用した環境制御システムについては、次の制御システムの項目のうち、3項目以上の実績を有すること。

○制御システム： 温度、湿度、炭酸ガス濃度、日射量、風向、風速、降雨、培地温度、養液濃度（EC,PH）、灌水流量、給水タンク水位、その他

③ 平成20年4月1日から公告日までに、日本国内において、園芸施設の建設工事において、監理技術者、主任技術者又は現場代理人のいずれかの立場で従事した実績を有すること。本事業の遂行能力を有すると認められる者であること。（過去に類似する事業を実施した実績を有する者であること。）

(2) 提案資料の受付期間において、福島県が行う工事若しくは製造の請負、庁舎等維持管理業務の委託、物品の買入れ又は修繕の契約の入札について、指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 提案資料の受付期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

(4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下これらを「暴力団員等」という。）でないこと。

(5) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

エ 暴力団員等に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

オ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

6 募集要領及び各種様式等の交付

募集要領及び各種様式等の電子データは、福島県立相馬農業高等学校のホームページから取得

できる。なお、窓口又は郵送等での配布は行わない。

7 質問等の受付

質問については、以下により受け付ける。

(1) 受付期間

令和元年9月13日（金）から令和元年9月20日（金）16時45分まで

(2) 提出方法

質問書（様式1）により、電子メールにより提出すること。

なお、電子メールの件名は「相馬農業高校太陽光型植物工場建築工事への質問」とし、電子メールを送信した後に電話にて送付した旨知らせること。なお、電話による質問の受付は行わない。

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、福島県立相馬農業高等学校のホームページに随時公表する。なお、個別の回答は行わない。

8 参加表明書の提出期限及び提出方法

(1) 提出期限等

令和元年9月27日（金）16時45分までに、下記について指定部数を持参又は郵送すること。なお、郵送による場合、提出期限内必着とする。

(2) 提出様式

ア 参加表明書（様式2）（正本1部、副本3部）

イ 会社の概要や実施業務分野が記載されたパンフレット等（3部）

ウ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書及び役員一覧（様式3-1及び様式3-2）（正本1部）

(3) 作成上の留意点

参加表明書（様式2）に記載する主な受注実績は、「5参加資格等（1）」の事業を記載することとし、当該業務の契約書等の写し（参加資格を満たしていることが契約書の内容だけでは確認できない場合は、確認できるだけの書類（仕様書や報告書（該当部分の抜粋で可）の写し）も併せて添付すること。

9 企画提案図書等の提出期限等及び内容と構成

(1) 提出期限等

令和元年10月1日（火）16時45分までに、事務局まで持参又は郵送すること。なお、郵送による場合、提出期限内必着とする。

(2) 提出書類（正本1部 副本3部）

ア 企画提案図書（様式4）

イ 施工実績調書（様式5）

ウ 企画提案書（任意様式）

① 実施方針に関すること

- ・事業の目的、内容、条件等の理解度について
- ・事業計画、工程及び実施体制が、具体的で実現性の高いものとなっているか。

- ② 地域貢献に関すること
 - ・地元産業の活用について
- ③ 生産経営に関すること
 - ・施設の構成、構造等に関すること
 - ・生産機能に関すること
- ④ 教育施設に関すること
 - ・大学との連携について
 - ・本校農業教育による人材育成について

エ 技術提案書（任意様式）

- ① 栽培技術指導について
- ② 病虫害対策について
- ③ 経費削減策について
- ④ 保証内容について
- ⑤ 本事業に関する全体の工程管理体制について

オ 工程表（任意様式）

9(2)ウ①の内容をもとに、事業完了に至るまでのスケジュールを記載すること。また、施設の工種区分が分かるようにすること。

カ 参考図面（任意様式）

施設の平面図、立面図、施設配置図、設備配置図（栽培に必要な設備）、作業動線が分かる図面、その他参考となる図面を提出すること。

キ 概算見積書（様式6-1, -2）

① 見積金額

企画提案図書の内容を実施する場合の工事費等の概算見積金額と内訳金額を作成すること。

② 積算方法

見積書の作成にあたっては、工事区分、工種、種別等に対する施設工数量、施工数量に対応する単価及び金額を記入すること。

10 企画提案図書等の無効

次の各号の一つに該当する場合、参加表明書及び企画提案図書（以下「提案書等」という。）は無効とし、プロポーザルに参加できないものとする。

- (1) 提出者が上記5に定める参加資格等を満たしていない場合。
- (2) 同一の者が2つ以上の提案書を提出した場合。
- (3) 提案書等の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合。

なお、提出期限の日までに提案書等が到着しないことを理由に提案書等を無効とした場合、一般書留又は簡易書留による配達記録を有さない者からの異議は受け付けない。

- (4) 虚偽の内容が記載されている場合。
- (5) 提案書等の提出から契約までの間に、提案書で提示した業務実施体制に記載した担当者が本業務に携わることが困難になった場合。ただし、病気、事故、退職等、やむを得ない事情があ

る場合を除く。

- (6) プロポーザルの審査当日に出席しなかった場合。ただし、交通事故や自然災害等の不測の事態が発生し、開始時刻に到着できなかった場合を除く。

11 提案書等の取扱い

提出された提案書等の取扱いは、次の各号による。

- (1) 提出された提案書等は返却しない。
- (2) 提案書等の作成及び提出に要する費用、並びにプロポーザル審査会に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された提案書等は、審査及び説明を目的として、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (4) 提出された提案書等は、提出者の情報保護の観点から、原則として非開示とする。
ただし、提案書等に虚偽の記載があった場合等、必要に応じて開示することもある。なお、開示する際は、提案書等の写しを作成し、使用することができるものとする。
- (5) 提案書等を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。

12 審査及び選定

(1) 選定方式

事業受託者の選定は、別途設置する「相馬農業高校太陽光型植物工場建築工事公募型プロポーザル審査会（以下「プロポーザル審査会」という。）」が行うものとする。プロポーザル審査会は、提案書等の提出があった者からプレゼンテーションを受け、これを総合的に評価し、受注候補者（随意契約の予定者）を選定する。

なお、提案者が多数の場合は提案書等をもとに書面審査を行い、プロポーザル審査会の参加者を選定する。その場合、プロポーザル審査会の日時を変更する場合がある。

(2) プロポーザル審査会の日時等（予定）

ア 日時 令和元年10月8日（火）

イ 場所 南相馬市原町区三島町一丁目65 相馬農業高等学校内

ウ 概要

- ① 1提案者あたりの時間は、30分程度（20分以内のプレゼンテーション、10分程度の質疑。）。
- ② プロポーザル審査会に使用する資料は、提案書等と同じ内容とし、追加の資料の配付は認めない。
- ③ プロポーザル審査会の日時や場所の詳細、当日プレゼンテーションで使用できる機器等は、参加表明書の提出のあった者に別途通知する。
- ④ 概算見積書が契約上限額の範囲内におさまっていない場合、提示した業務内容と大きくかけ離れている場合、又は提案内容に対して見積もりが不適切な場合は失格とする。
- ⑤ 審査結果については、採用、不採用に関わらず、後日書面により通知する。

エ 審査項目及び基準

「福島県立相馬農業高等学校太陽光型植物工場建築工事」審査項目及び審査基準

審査項目		審査基準	評点配分		
実績	ICTを活用した環境制御システムによる園芸施設の施工件数 ＜平成20年4月1日から公告日まで＞	3件以上 30点	30	30	
		2件 15点			
		1件 5点			
企画提案	実施方針	事業の目的、参加要件、内容等の理解度について	10点	10	20
		事業の実現性について	10点	10	
	地域貢献	地元産業の活用について	10点	10	10
	生産経営	各施設等の構成・構造等に関すること	15点	15	30
		生産機能に関すること	15点	15	
教育関連	教育施設に関すること	30点	30	30	
技術提案	栽培技術指導について	20点	20	80	
	病害虫対策について	20点	20		
	経費削減策について	20点	20		
	保証内容について	10点	10		
	工程管理体制について	10点	10		
見積価格 (最低価格／対象者の価格)×価格点100 小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで求める。		100点	100	100	
合計			300		

(3) 優先交渉権者、及び次点の者の選定

- ア 最優秀企画提案は、各審査委員の採点結果を集計し、最高得点を獲得した提案とする。
- イ 最高得点を獲得した提出者が複数となった場合は、提案見積額が低額な提出者を最も優れた提案者として決定する。
- ウ 最高得点を獲得した提出者を優先交渉権者、2位の提出者を次点の者とする。
- エ 提案見積額が同額の場合は、プロポーザル審査会の合議により選定する。

オ 提案者が1団体であった場合には、総得点が満点の7割を超えた場合にのみ、最も優れた提案者として決定するものとする。

(4) 選定結果の通知

選定結果については、全応募者に文書で通知する。なお、審査内容及び選定結果に係る質問、異議等は一切受け付けない。

13 応募者の失格

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- ① 提出書類及びプレゼンテーション時のヒアリング内容に虚偽が発覚したとき。
- ② 本要領に定める事項に違反したとき。
- ③ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったとき。
- ④ その他、本事業の遂行に不相当と認められたとき。

14 契約に関する事項

(1) 優先交渉権者の取扱い

プロポーザル審査会により選定された最も適した提案者と契約交渉を行うが、上記10の無効条項等に該当する場合（提案書等の提出から契約までの間に該当することになった場合を含む。）は、その者とは契約の締結は行わない。なお、この場合は次点の者を受注候補者とする。

(2) 契約保証金

受注者は契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

なお、契約保証金の納付は、福島県工事請負契約約款第4条の規定による担保の提供をもって代え、又は保証を付したときは免除する。

おって、受注者は別紙「契約の保証について」により契約の保証を付すこととする。

(3) 契約の確定

契約は、地方自治法第234条第5項の規定により甲及び乙が記名押印したときに確定する。

(4) 契約書は、「福島県財務規則の施行について」による工事請負契約書によるものとする。

(5) 建設業者は、建設業退職金共済組合に加入すること。

(6) 工事の一部を下請負に付する場合は、福島県元請・下請関係適正化指導要綱を順守すること。

15 その他

(1) 提案書等に基づく履行ができなかった場合は、契約金額の減額、損害賠償、契約解除、違約金などの措置を行う場合がある。

(2) 提案書等の提案内容が、実際の業務にそのまま採用されるものではない。

16 問い合わせ先

不明な点は次に示すところに照会すること。

問い合わせ先 福島県立相馬農業高等学校

電話番号 0244-23-5175

ファクシミリ 0244-23-1483

電子メール somanogyo.h@pref.fukushima.lg.jp